

# 平成28年度

## 第 2 回 佐々町農業委員会総会 議事録

平成28年5月24日（火）

佐々町農業委員会

## 平成28年 5月 第2回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成28年5月24日(火)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 別館会議室

3. 開 会 平成28年5月24日(火)午後1時30分

4. 出席委員 (11名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	藤永 九市 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	福田 喜義 君	6	池田 邦義 君
8	湯村 速雄 君	9	大瀬 清司 君	10	山下 義信 君
12	坂口 隆英 君	13	橋本 義雄 君		

5. 欠席委員 (2名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
7	平田 康範 君	11	筒井 浩一 君		

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	今道 晋次 君	書記	山田 奈津子君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
10	山下 義信 君	12	坂口 隆英 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告事項

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議（前期）について

(3) 審議事項

第10号議案 農地法第5条第1項の許可申請書について

第11号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

(4) その他

① 農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

② 6月定例会の日程について

③ その他

・ 農業委員会系統組織による「熊本地震義援金」について

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、こんにちは。定刻となりましたので只今から、平成28年度 第2回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。初めに吉野会長からご挨拶をお願いいたします。

吉野会長（吉野 裕君）みなさん、こんにちは。やっところ一週間ぐらい天気になって、作付でお忙しいかと思いますが、また、今夜あたり雨ということでなかなか思うように進まないのが現状かと思いますが、なにせ気温の上昇が激しく、体調を壊さないように、お仕事に励まれてください。先日、諫早で農業委員会会長・事務局長会議が行われました。後で報告いたしますが、本年度は農業委員会制度の改正による委員の定数の条例の制定となっております。それに向けての条例の策定などに本年末には仕上げなければという状況となっております。今年4月から新しい制度で発足したのが全国で191委員会がスタートしております。翌日、農林技術開発センターにおいて、日ごろ行なわれております研究の事例が発表されました。水稻、イチゴ、カーネーション等新しい品種の開発に努力されておられます。米の新しい品

種については今年から県内各地で試験栽培されるというお話でした。本日も皆さま方の慎重なご審議のもと、円滑に進行しますようよろしく申し上げて挨拶といたします。

書記（山田 奈津子君）事務局。本日の出席委員は11名です。7番、平田委員は農業共済組合総代会出席のためということで、欠席届が出ております。また、11番、筒井委員は怪我で入院中のため欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっております。以降の議事の進行を吉野会長にお願いいたします。

議長（吉野 裕君）案件につきましては佐々町農業委員会総会会議規則第3条により付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」の声あり ）

それでは議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号10番 山下委員、議席番号11番 坂口委員を指名しますので、よろしく願います。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議についてです。事務局長。

事務局長（今道 晋次君）事務局。お手元にお配りしている中で、報告事項ということで農業所得1000万円経営体育成支援活動とか、資料2で市町村農業委員会委員及び推進委員の体制強化に向けてとか、資料5までお手元に配布しておりますが、細かい説明とか、意見交換が必要な部分が出てくるかと思っておりますので、改めて審議の後で報告をさせていただければと思っておりますのでよろしく願います。

議長（吉野 裕君）それでは次に進みます。日程（4）の審議事項に入ります。第10号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。1ページをお開きください。第10号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 賃借人 ●●●●、賃貸人 ▲▲▲▲。農地の所在 市場免字馬場添。地目 台帳 田、現況 休耕地。面積 796㎡。転用の目的 洗車場及び展示場用地。施設 カーポート1

棟、28.2㎡。耕作者はなし。申請の理由 既存ガソリンスタンド用地の拡張のため。2ページをお開きください。許可申請書の写しを添付しております。今回は土地の賃借権を設定しての転用となっております。3ページが土地の全部事項証明書です。4ページが位置図です。5ページに付近状況図を添付しております。現在のコスモ石油スタンドと十八銀行の間の農地の申請になります。6ページが現況写真です。7ページに地籍図を付けております。ピンク色で囲っているところが今回の申請地になります。8ページに被害防除計画書を付けております。申請地の造成計画としましては、現在のスタンドにレベルを合わせるということで盛土、切土がそれぞれ発生するという事です。また、周囲にフェンスを設けるため、土砂流出等の被害発生の恐れはないということで記載をされております。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置としまして、建物の高さを加減するとありますけども、新車展示をするためのカーポートがありますが、周囲は農地がなくなっている状況であります。排水計画としましては雨水排水につきましては水路放流、汚水、生活雑排水につきましては下水道に接続されません。9ページに事業計画書を添付しております。事業の目的及び内容のところですが、今回の申請地に新たに洗車機を1台設置する。車内クリーナーを4台、車両拭き上げ場を8台、カーポートを1基設置するという事です。現在のガソリンスタンドの隣接地において、スタンドを経営しているため、事業の拡張で今回申請したいということで申請が出ております。新たに申請地を取得しなければならない理由としましては、賃貸人の方が耕作が困難になり、また後継者もないことと、賃借人が現在、隣接地において経営を行っているガソリンスタンドの事業拡大につき新たに土地が必要となったためということです。10ページに土地の利用計画図を添付しております。今現在のスタンドの洗車機の置いてあるところの横に1台、洗車機を増設される予定です。車のクリーナーと車両拭き上げ場として8台分、十八銀行側に設けられて中央海岸線沿いにカーポートを1基つけられて、ここで新車の展示をしたいということです。11ページをお開きください。スタンドの全体の土地利用の計画図になっております。既存のガソリンスタンドのところに、ガソリンを入れるところですね、1基2台分増やされるということです。12ページがカーポートの写真ですね。こういったものを建てたいということです。今回の計画ですけ

ども連続した開発行為において拡大時期等が既存部分と一体性がないため開発許可の申請は不要という県北振興局の判断がっております。13ページが大新田水利組合の代表からの承諾書が出ております。承諾する条件としまして、放流については維持管理に努め、周辺地に迷惑をかけることのないようにすること。万一、過失によって周辺地に損害を与えた場合は、転用者の責任において解決することということで記載をしていただいておりますけれども、洗車機スペースの分は油水分離層を通過して下水に繋がれるということで、場内の雨水関係については一部水路に放流される計画で図面上は載っておりますけれども、現場を立ち会った時に、全部を油水分離層に通して欲しいという要望をされております。14ページ、15ページが法人の登記簿謄本です。今回、法人の目的を見ていただくと石油販売の内容がないんですけども、今回の転用は、地主さんから賃借人のが土地を借りて転用し、その施設をさらに賃貸借契約し、賃借人の関連会社が運営をされます。議案には添付しておりませんが契約書等参考資料でいただいております。16、17ページは申請代理人行政書士さんへの委任状になります。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明をお願いいたします。6番。

6番（池田 邦義君）6番。今、事務局から説明がありましたように、私と事務局、局長、会長の4人で現地を見て検討した結果、私たちが一番心配しているのがガソリンスタンドの中の洗車場とか油漏れとかがあった場合に直接、下水に流すのではなくて油水分離機を通して流すという条件で現地を見てきました。それに対して、10ページの図面で、下の污水管-320と書いてありますがここの部分を今まで雨水は水路に流れてたんですが、これも全部できるだけ農地の方へ流さないように、油水分離層を通すということで条件を付けてこちらの方へはあまり流さないようにということで私はよしとしましたので、皆さま方のご審議をよろしく申し上げます。

議長（吉野 裕君）この件に関して何かご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。ないようですので採決を取りたいと思います。第10号議案 農地法第5条第1項の許可申請について、異議なしと認める方の挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数で許可相当として県に進達することといたします。次に、第11号議案 農用地利用集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。18ページをお開きください。第11号議案の朗読説明をいたします。農用地利用集積計画の承認について。利用権設定です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求めます。平成28年5月24日 佐々町農業委員会 会長 吉野裕。19ページをお開きください。農用地利用集積計画書です。新規が5件です。田の面積が12,224㎡。畑が0㎡。合計12,224㎡です。20ページに集計表を付けております。今回は新規が5件、田9筆、合計で12,224㎡となっております。事務局からは以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、何かご意見、ご質問はありませんか。6番。

6番（池田 邦義君）6番。計画書の2番、3番、4番の借り手の方は田んぼを作られるんですか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。今のご質問ですけれども、耕作者となられる方にご質問をしましたところ、玉ねぎを栽培するために土地を借りられるというお話で、私の方からも田んぼを作られるのか聞いたところ、毎年は作れないけれども、3年に1回ぐらいは作ろうかなということと、玉ねぎの連作障害もあるので、水は溜めようかなというふうに仰られておりました。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。ないようですので採決を行います。第11号議案農用地利用集積計画の承認について承認すると思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございました。賛成多数で承認することといたします。続きまして日程5 その他に移ります。事務局をお願いします。事務局。

局長（今道 晋次君）事務局。それでは審議事項の前の報告の分で意見交換も伴いますので、その他の中で報告事項の資料について、順を追ってご説明させていただきたいと思っております。報告事項ということで資料が5つございます。まず、資料1の農業所得1000万円経営体育成支援活動について（案）とありますけれども、現時点ではもう案ではありません。1月8日の資料ということになります。これにつきましては、資料3に新ながさき農林業・農山村活性化計画（概要版）というのがあります。長崎県が28年度から進めていく農業振興の計画の中の一つとなります。資料1の農業所得1000万円の構想についてご説明しますと、1の（2）のところで農業所得

「1000万円以上」は、雇用型経営や法人化に必要な所得水準として設定しているということです。本県農業全体を牽引することを期待しているということで、通常は認定農業者という話はあったかと思うんですけども、その1ステージ上の金額的な話だと思いますが、これで進めていきたいということです。支援対象者というのが、1戸1法人どちらでもいいというようなイメージのようです。要件として認定農業者、現状の農業所得が作付面積としてほしい600万円以上で、かつ、1000万円未満の農家、法人を対象として1000万円経営体育成支援をしていきたいということです。3の支援活動のところですけども、平成28年度から32年度までの5年間ということで進めていきたい。(3)の振興局は関係機関とともに個別支援を行う。(4)に振興局は経営成果事例を取りまとめ、公表し、認定農業者の経営改善等を促すこととする。ということで大まかにはこういったイメージになります。2ページ目に各自治体に大体どれぐらいの所得1000万以上の経営体を作っていくかというところで、平成26年度、県の把握では経営体の経営の規模ということで佐々町は1件ということでおいてらっしゃいます。平成32年は佐々町は3件とそういった形で、数値目標ではありませんが支援をしていきたいということです。具体的にどういったスケジュールで進めていくのかというのが3ページの3のスケジュールにあります。5月12日 市町・JA担当者への説明・協議というのが先日ありました。皆さん方にお配りしているのはその時の資料です。併せて農業委員会会長・局長会議の時にも同じような説明を受けたところです。5月から6月は指導案等を含めて各市町、JAと選定候補の検討をしたいということです。どの農家をどのように支援していくかという農家の選定をしていきたいということです。6月、7月は各市町に担い手協議会というものがあるので、担い手協に提案をするということです。そこである程度絞り込んだら、8月から12月は個別に話をしていきたいということです。各農家の意向があれば、所得1000万の提案書の作成をして本人に提案していきたい。具体的な名簿を県は作られていました。農家の個別の名前も入っていました。認定農業者を中心に県の方で抽出したということです。町との擦り合わせは一切ございません。県の方が認定農業者の名簿を中心に作ったと言われておりました。資料1の7ページですが、5月12日の会議の中ではまだ案の段階ですと仰っていたんですけど、もう案ではなくなって決裁が下りて公表されたもので、新構

造改善加速化支援事業実施要綱ということでこの事業実施要綱に基づいて支援を行いたいということです。8ページの3に助成とありますが、1戸で取り組む場合は1000万円。皆さんご承知の通り、1戸で補助金を流すというようなことはこれまでもなかったと思うんですけど、こういった1000万の形態を作っていくということで、県は1戸でも支援をするという方針を固めましたということのようです。補助率でいうと9ページですけども、1.農業所得向上支援事業の事業主体、モデル型とありますけども、その右端に補助率3分の1。1000万が上限になると思うんですけども、3分の1を県が補助する。町はいくら出すのかという話になりますが、まだ出来たばかりなので執行の方がまだ議論がなされておられませんけども、県がこういった形で支援をするということに、町も当然同じような方針で進んでいくのかなと私自身思っております。こういった新しい制度、1000万円経営体を作っていくために県も1戸でも支援をしていくし法人化という支援もしていくし、具体的なスケジュールでお話をしましたように市町村の尻を叩くような格好で進んでいくんだろーと思しますので、一通りの説明が終わった後、意見交換ができればと思います。1000万というハードルがかかることで家族だけでできない経営体になる可能性がありますので、後ほど県の方から提示があった資料でご説明させていただきたいと思います。次に資料2の市町村農業委員会（委員及び推進委員）の体制強化に向けてという資料ですが、会長の方からもお話がありましたように、改正法施行日が平成28年4月1日の189委員会を皮切りに平成30年8月ごろまで順次、新体制に移行ということでした。（1）にありますように、改正農業委員会法で重点化された「農地利用の最適化」の取り組みを一層強化するためには、新体制の農業委員会の体制（マンパワー）をいかに充実・強化させるかが最大の課題であるということです。（2）のところで、4月段階では29都道府県、191委員会、というのは先ほど吉野会長の方から報告があった数字になりますけども、農業委員プラス推進委員ということで新体制が始まっていますけども、約27%増に止まっているという状況です。全国農業会議所の考え方としては50%ぐらい増をイメージしておられるようですが、なかなか50%には届かない、27%増に止まっているという報告がありました。佐々町の場合は農業委員定数13です。新しい制度に移行した時に農業委員上限が14、推進員が5のマックス19まで取れますけども、今の13にプラス

6の19となった時に、プラス6名ということがどうなのか、農地利用の最適化という部分でのマンパワーをどう確保していくかと考えたところで、さまざまな視点が出てくるかと思えますけども、皆さんと意見交換ができればと思います。3ページですが、○印の下のところですが現行の農業委員定数が定数基準の区分の枠内である委員会は、現行の定数を維持するとともに可能な限り、定数基準の区分に応じ、定数の上限を確保するよう農業委員会会長を先頭に市町村長、市町村関係部局、市町村議会と調整をするとありますけども、町長をはじめ働きかけをしながら定数の維持確保に努めてくださいと書いてありますけども、4ページ以降に実際に移行したところを紹介して、農業会議が取りまとめたものをここに載せてます。4ページの2のどのようところが大変だったのか、というところになぜその定数にするのかというようなことが大変だったという書き込みがされております。また、中ほどに12月議会にて改正議案の可決を受けた後、慌ただしく約1か月間での公募・推薦受付期間を設けて実施したということです。いかに新制度や新たな委員等の選出方式を広く農業者団体等に周知できることがひどく大変だったということで、会長が話されたように農業委員さんの定数も新法に移行するうえでの提案等も12月議会になると思います。先日の会長・局長会議でもそこが一番多いので、6割、7割ってところでしょうか。3月議会でも間に合わないことはないんですが、6月が佐々町は町議選ということになりますので、スケジュール的に考えると、3月議会での条例提案はないのかなと、会長とも話しながら、事務局の方では考えておまして、農業委員さんの定数、推進員さんの人数は考えていかなければならないのかなと思っております。次の5ページも中ほどですが、2. どのようなことが大変だったのかというところで、農林水産省は認定農業者を過半数とすることと、農業委員会の業務に利害関係がないものを入れることを法定している。さらに女性、青年を登用することを求めている。なかなか難しいんですけど佐々町が仮に14名の農業委員を定数とすると7名以上の認定農業者とするということ、残りの7名が利害関係のない人たち。情報提供として、ある自治体では弁護士さんはお金がかかるので、司法書士さんをお願いしようかなという意見もあっております。そういった方々を農業委員さんに入れようかなという話もあっておりますので、その人選をどういった形にしようかという課題も出てくるのかなと思います。3のその他のところですが、

改正後の農業委員会制度では、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する。従って、条例提案者というのは組長になりますし、執行部、農業関係ということであれば産業経済課ということになるんですけども、ここにありますように実質的には農業委員会事務局で進めているというのが、今回移行した団体の実態というところですね。ご案内がありましたのでこういったところを、まだ細かい話が出ておりませんが、具体的には8月25日に案としてのスケジュール調整がきているところです。県北地区の農業委員さんとか、すでに新法に移行したところの推進員さんとかそういう人たちを集めた研修会をやりたいということで、昨日案内が来ておりますけども、その時には情報が入ってきて皆さん方と細かな最終的な方向性が出せるのかなと思いますが、それまでは皆さん方と議論を重ねる形で進めていくのかなと思います。次に資料3の説明に入らせていただきます。先ほど1000万円経営体の話をさせていただきましたけども、これが「ながさき農林業・農山村活性化計画」ということで、先日、県の農政の方から来て説明を受けたところです。3ページの上の方をご説明しますと、長崎県が目指す農林業・農山村の将来の姿ということで、農家戸数並びに農業就業人口の減少が避けられない状況の中、経営耕地面積の約8割を産業の担い手が担うと書いてあります。認定農業者をはじめとして、集落営農組織とかそういったところを、産業の担い手というふうに書かれておりますが、そういう方向で県は農業振興を図っておりますということです。農業所得で、認定農業者の農業所得を約450万円から600万円まで引き上げる。産業の担い手では認定農業者を中心とする産業の担い手を7,595経営体育成する。経営耕地面積は、再生可能な耕作放棄地5,345haは解消を図るという、一つ一つが難しい課題なんだろうけども、挑戦をしていきたいということです。4ページの中ほどですけども、経営耕地面積の約8割を認定農業者の方にとということ、中山間地域等においては集落等をサポートする組織、地域の担い手が各地域で拡大される農業構造を目指しますということで、多面的もそうなんだろうと思いますけども、国が進める農業振興の中の地域政策、集落で支えながら地域を保っていく、そういった取り組みでの中山間地域をサポート支援していきたいというようなことのようにです。7ページに農業所得600万円規模の経営モデルとあります。あくまでも確定申告、青色申告を覗いたわけではなく、これだけの経営規模を持てば租収益がこのくらいあって、

経営費はこれだけのコストがかかって、農業所得はこれぐらいになるだろうと割り出したということで、そういった視点で見ただけであればと思います。8ページに1000万円のモデルがありますが、600万円のモデルと何が違うかというところで見ると、やっぱり労働力なんです。素人なりに思ったのが、例えば8ページの上段に肉用牛で繁殖牛50頭、家族経営2人でやれるといったモデルがありますが、これが同じ肉用牛で1000万円のモデルになると、9ページの3段目にありますが、肉用牛の繁殖牛で80頭ということで30頭、頭数が増えて法人経営という形で書いてあります。だいたい常時雇用、臨時雇用でプラス何名とか書いてありますので、経営体を1000万まで引き上げれば、明らかに労働力は足りなくなるということなのかなと思いますので、これは実際に県が推進する部分と市町村がぶつかることはよくないのかなと思いますが、実際に農家の方を支援していこうとするときに、労働力確保というところまで悩ませないといけない経営体を作った方がいいのか、それとも、まずは夫婦を中心とした家族経営というのがいいのか、実際に現場を持っている皆さんと話をしていた方が一番、実態に合うんだらうと思います。ただ法人を作っていくという話になると若干違うんだらうと思いますが、改めて意見交換の中で見ていければと思います。次に資料4ですが、これも会長の挨拶の中にありましたけども、11の取り組みの紹介を非常に早いスピードで説明をいただいたんですけども、1番目の水稻早生新品種「なつほのか」というのはそれぞれの農協さんに苗を配布されてまして、数量的には少ないようなんですけども、試験的に今年から作付を始めるところが出てくるんだらうと思いますけども、2ページの左下に「なつほのか」を導入することによりとあります。水稻プラス露地野菜、加工用玉ねぎと書いてありますけども、ここでは6月下旬が移植と書いてありますので、植える時期はちょっと遅くて、収穫時期が早いという感じで佐々町に向くのかどうか分かりませんが、説明の中では昔の「日本晴れ」のような品種ということでした。その他にはロボット技術の導入で、トラクターを無人化で動かすとかそういった取り組みもやっているという報告もあったところで、興味のある分野をお目通しいただければと思います。最後に資料5ですけども、新農業バックアップ大作戦推進要領ということで、中身については後もってお目通しいただくとして、スローガンという部分で農地利用集積活動と遊休農地解消推進活動、下の二つは年金と新

聞推進ということですが、農地利用集積活動では一農業委員、推進委員で2 ha以上目指しましょうということで、新規集積面積は目標の80%を目指しましょうとか、遊休農地解消推進活動では一農業委員、推進委員で1 ha以上の遊休農地解消を実現しましょうとか、生かすべき農地の明確化のためB分類農地の非農地化に的確に取り組みましょうとか、こういったところで進めていきたいと思いますということで、全体的なスケジュールを組んでという話ですので、これは毎年こういった提案はあっているかと思うんですけども、これについては次回、こういったスケジュールということをご提示させていただいて、県の方に報告をしていきたいなと思っております。意見交換はまた改めてということで、以上、会長・局長会議の中であった説明並びに、別途1000万という話があったことでのご説明、ご報告をさせていただきました。

書記（山田 奈津子君）事務局。それでは引き続きましてその他ですけれども、①の農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進につきましても引き続き努力をしていきたいと思っております。②の6月の定例会の日程についてですけれども、先月の総会の折にも局長の方からお話をさせていただいたように、宮崎大学の西先生の講演をしていただきたいと思っておりますので、6月27日、月曜日で予定をお願いしておきたいと思っております。夕方は西先生を囲んで懇親会を予定しておりますのでよろしくお願い申し上げます。③のその他ですけれども、農業委員会系統組織による熊本地震義援金ということで、全国の農業委員会系統の組織で義援金を集めて寄付をしたいということで文書で募集がきておりまして、一口千円ということで、四役会で話をしましたところ、互助会の方から出して送金をしたらどうかということで話をしておりますが、皆さんいかがでしょうか。

（ 「はい」 ）

では、そのようにしていきたいと思っております。

（ 私語あり ）

総会は午後1時30分から、3階の第2会議室で行います。

議長（吉野 裕君）これで一応、事務局からの説明が終わりました。休憩を取って、その中で説明を受けたことでのご意見をいただきたいと思っております。暫時休憩といたします。

(休 憩 午後 2時17分)

(会議再開 午後 2時50分)

議長(吉野 裕君)再開します。休憩中、大変貴重なご意見ありがとうございました。今後これを積み重ねて新制度に向かって素案作りをやっていかなければならないかと思えます。これで本日の総会を終了いたします。お疲れ様でした。

( 閉 会 午後 2時 53分 )

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員